

札幌市地域防災計画

雪害対策編

札幌市防災会議

令和8年6月修正

目 次

第1章 予防対策

1. 道路除排雪体制の整備	1
(1) 指針の整備	1
(2) 除雪体制の維持・安定化につながる取組の推進	1
(3) 市民と行政との協働の推進	1
2. 施設等の整備	1
(1) 雪堆積場・融雪施設の整備	1
(2) 除雪機械の整備	1
3. 主な関係機関との協力体制の形成	2
(1) 北海道雪害対策連絡部との連携	2
(2) 自衛隊との連携	2
(3) 道路管理者間の連携	2
(4) 各交通事業者との連携	2

第2章 応急対策

1. 防災関係機関の対応	2
2. 市各局の対応	2
3. 道路除排雪対応	2
(1) 除排雪の実施	2
(2) 除排雪体制	2
(3) 緊急除排雪実施本部の設置	3
(4) 業務計画の整備	3
4. 雪害対策本部	3
(1) 雪害対策本部の設置	3
(2) 市各局の所掌事務	4
5. 災害対策本部	4
(1) 災害対策本部の設置	4
(2) 市各局の所掌事務	5
6. 雪害時の配備	5
7. 避難行動	5
(1) 避難の指示等	5
(2) 避難所の開設	5
8. 広報活動	6
9. 関係機関との連携・協力	6
(1) 関係機関との連携	6
(2) 自衛隊災害派遣	6
(3) 応援協定	6

本計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき定めた札幌市地域防災計画のうち、雪害対策についてまとめたものである。

札幌市内で、異常な降雪等に伴う都市機能の阻害や交通の途絶による地域の孤立、雪崩災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、その被害を防止又は最小化することを目的に、予防対策と応急対策について定める。

第 1 章 予防対策

1. 道路除排雪体制の整備

(1) 指針の整備

市は、大雪等による市民生活への影響を未然に防止し、あるいは最小化することを目的として、組織計画や情報連絡計画、気象予報や作業の進捗状況に応じた道路の除排雪等に係わる具体的な行動計画を、あらかじめ「大雪時の対応指針」に定める。

(2) 除排雪体制の維持・安定化につながる取組の推進

市は、国や他の自治体の動向を注視し、関係団体と意見交換を行いながら契約方式の検討を行うなど、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

また、労働環境改善や運転免許取得にかかる費用助成など、人材を確保するための取組を推進する。

(3) 市民と行政との協働の推進

市は、ボランティア団体や町内会の活動へ小型除雪機の貸出支援等を行うことにより、除雪ボランティア活動や地域コミュニティによる除雪を促進する。

また、大雪時に生じるリスクや市民がとるべき行動について、広報誌やホームページを活用した市民への啓発を行うとともに、時差出勤やテレワーク等の導入を企業に働きかける。

2. 施設等の整備

(1) 雪堆積場・融雪施設の整備

市は、排雪を効率良く実施するため、運搬排雪に利用しやすい雪堆積場や融雪施設の整備とその安定的な運用に努める。また、大雪に備え、あらかじめ緊急用の雪堆積場候補地について検討を行う。

(2) 除雪機械の整備

市は、大雪への備え、道路交通の確保のため、必要な除雪機械の整備に努める。

3. 主な関係機関との協力体制の形成

(1) 北海道雪害対策連絡部との連携

市及び防災関係機関は、急な大雪に備え、北海道防災会議の「北海道雪害対策連絡部」における情報共有体制をあらかじめ整備する。

(2) 自衛隊との連携

市及び自衛隊は、市の災害派遣要求や民生支援要請、自衛隊の災害派遣準備等が円滑に行われるよう、災害の発生前から緊密な情報共有を行う。

(3) 道路管理者間の連携

市及び北海道開発局、北海道、NEXCO 東日本の各道路管理者は、大雪時の応援等が円滑に行われるよう、毎年の降雪期前に各々の除雪計画や連絡体制等の関係事項について確認を行う。

(4) 各交通事業者との連携

市及び市内各交通事業者は、公共交通機関が円滑に利用されるよう、道路情報や運行・運休情報などに関する一元的な情報発信や情報共有体制の構築に努める。

第2章 応急対策

1. 防災関係機関の対応

防災関係機関の長は、雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関との連携を図りながら、その所管に係る雪害応急対策を実施する。

2. 市各局の対応

市は、所管する施設や所掌する業務に関して、気象情報や除雪状況等により対策が必要となる場合には、各局判断の下で適宜対応を行う。

3. 道路除排雪対応

(1) 除排雪の実施

市は、気象予報や積雪深、作業の進捗状況等に応じた除排雪を実施する。作業にあたっては、各道路管理者間の相互連携のもと、迅速かつ適切に対応するよう努める。

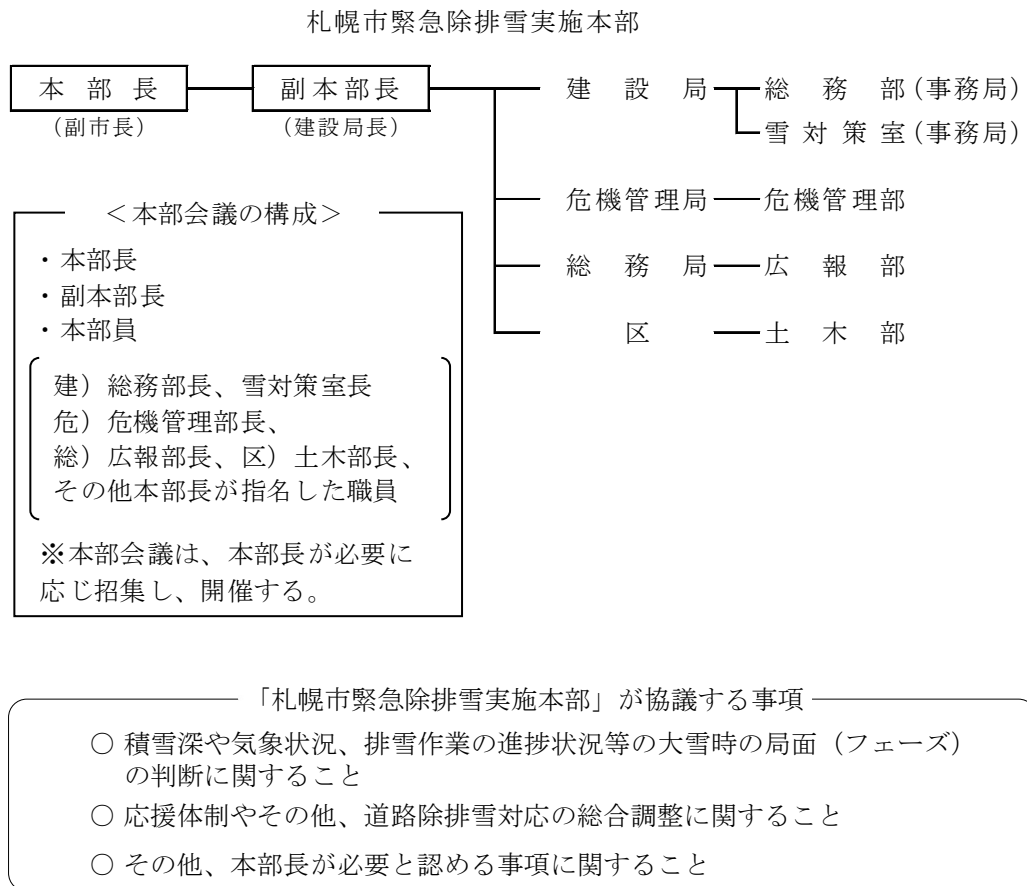
(2) 除排雪体制

市（区土木部及び雪対策室）は、各警報発表時や積雪により十分な通行幅員が

確保できなくなるような場合には、「大雪時の対応指針」に基づく体制をとり、所要の業務を行う。

(3) 緊急除排雪実施本部の設置

市は、大雪等による市民生活への影響を防止又は解消するため道路除排雪作業が必要となった場合には、本部長（副市長）と除排雪に係る関係部局から構成される「緊急除排雪実施本部」を設置し、本部長の指示の下、運搬排雪の前倒しや除排雪体制の強化などの対策に取り組む。



(4) 業務計画の整備

市は、上記(1)～(3)に係わる除排雪体制の設置基準や各部の所掌事務、大雪時の除排雪等について、「大雪時の対応指針」に定める。

4. 雪害対策本部

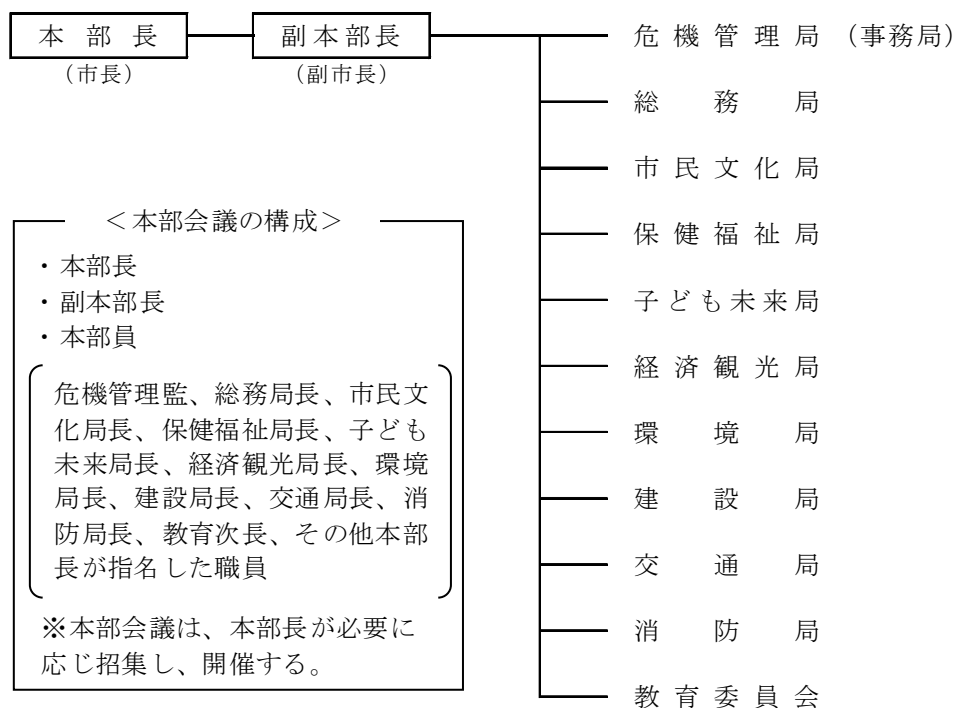
(1) 雪害対策本部の設置

市は、更なる大雪により、市民生活への甚大な影響や被害が発生し又は発生するおそれがある場合にあって、緊急除排雪実施本部の関係部局に留まらない組織的な応急対策が必要となったときは、本部長（市長）と関係部局から構成される「雪害対策本部」をその都度設置する。

また、市が雪害対策本部を設置した場合には、北海道雪害対策連絡部にその状

況を通報するとともに、併せて、防災関係機関との連携を図る。

札幌市雪害対策本部



「札幌市雪害対策本部」が協議する事項

- 雪害対策の総合調整に関する事
- 自衛隊との調整に関する事
- 札幌市災害対策本部への移行に関する事
- その他、本部長が必要と認める事項に関する事

(2) 市各局の所掌事務

市は、上記(1)の設置基準や各局の所掌事務等を「札幌市雪害対策本部の組織及び運営等に関する要綱」に定める。

5. 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市は、大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表され、災害対策基本法第二条に基づく災害（豪雪により生ずる被害）が発生し又は発生するおそれがある場合や、大雪又は暴風雪に関する気象特別警報が発表されるなど、総合的な応急対策が必要な場合には、災害対策本部を設置し、必要な応急対策を実施する。なお、災害対策本部を設置した場合は、第1～第3非常配備のいずれかの配備体制をとる。

また、市が災害対策本部を設置した場合は、北海道雪害対策連絡部にその状況を通報し、防災関係機関との連携を図る。

(2) 市各局の所掌事務

各局は、「札幌市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程（平成 10 年 3 月 4 日訓令第 2 号）」に基づき、その対応にあたる。

6. 雪害時の配備

市は、雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて、表 1 の応急活動の配備をとり、対策を実施する。

表 1 雪害対策における札幌市の配備

分類	基準	配備要員	活動内容
警戒配備	・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表された場合 ・札幌市に大雪又は風雪に関する気象注意報が発表された場合で、降雪予測以上の降雪があり、相当の積雪となると予想される場合	危機管理局、総務局、市民文化局、保健福祉局、子ども未来局、環境局、建設局、交通局、消防局、区及び教育委員会事務局	・気象に関する情報及び災害情報等の収集・伝達 ・防災関係機関との連絡調整又はリエゾンの招集 ・災害危険地域等の警戒巡視 ・災害応急対策の実施 ・災害対策本部への移行準備
第 1 非常配備	・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象警報が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	概ね職員の 1/3 以上	・災害対策本部の設置 ・災害応急対策の実施
第 2 非常配備	・複数区の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・札幌市に大雪又は暴風雪に関する気象特別警報が発表された場合	概ね職員の 2/3 以上	
第 3 非常配備	・市全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	全職員	

7. 避難行動

(1) 避難の指示等

市は、雪崩等の災害が発生又は発生するおそれがあり、地域住民等の避難が必要と判断される場合には、住民に対して避難指示等の避難情報を発令する。

また、市は、必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難所の開設

区は、住民等が避難するための施設として、必要に応じて避難所等を開設することで避難者の収容を行うとともに、食料や生活物資等の供給等の支援を行う。

8. 広報活動

市は、気象予報や積雪深、作業の進捗状況に応じて、除排雪や雪堆積場、道路の通行止に関する情報の他、公共交通機関の運行やごみ収集状況、小中学校の休業等、市民生活に影響する情報を、報道機関や市公式ホームページ、SNS 等を通じて市民へ伝達する。

また、不要・不急の外出を控えることや路上駐車・道路への雪だしを行わないこと、事故等への注意について、市民への呼びかけを行う。

9. 関係機関との連携・協力

(1) 関係機関との連携

市は、北海道雪害対策連絡部の Web 会議への参加や関係機関からの情報連絡員（リエゾン）の派遣などにより、継続的な情報共有に努め、対応にあたる。

(2) 自衛隊災害派遣

市のみで対応が困難な場合には、自衛隊の災害派遣要請について、「公共性」・「緊急性」・「非代替性」の 3 要件を踏まえて北海道と情報共有を図りながら検討し、自衛隊の災害派遣の必要性が認められる場合は、知事（石狩振興局長）へ要請するよう求める。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で依頼し、速やかに文書を送付する。また、緊急避難や人命救助が切迫し、知事（石狩振興局長）へ依頼する時間的余裕が無いなど、さらに緊急を要する場合は、直接指定部隊等の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

(3) 応援協定

市は、関係法令や応援協定に基づき、必要とする関係機関に応援を要請する。

表 2 主な協定等

	締結日	協定等の名称	要請先・締結先	主な内容
1	H27.3.31	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	災害対策基本法に規定する災害が発生した場合における道及び市町村相互の応援
2	H27.6.12 (R4.12.1改正)	災害時等の連携に関する協定書	陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊	災害に際しての相互連携、災害発生前からのリエゾン派遣要請
3	H29.3.24	大規模災害時における札幌市土木施設等の応急対策業務に関する協定	一般社団法人札幌建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協力
4	R3.12.24	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社	災害時の情報共有、作業の相互協力
5	R3.12.24	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社、 北海道電力ネットワーク株式会社	災害時の情報共有、作業の相互協力
6	R4.8.2	道路除排雪に関する協定	国土交通省北海道開発局	札幌市域の道路除排雪における連携・協力体制